

## 嘉手納基地所属 F - 1 5 C 戦闘機の燃料漏れ事故に対する意見書

米軍嘉手納基地報道部及び新聞報道を総合すれば、10月19日午前10時30分頃離陸したF - 1 5 C 戦闘機一機が、午前10時40分頃本島東側の提供訓練空域の海上で機能訓練点検飛行を実施中に燃料漏れを起こし、同50分頃に嘉手納基地に緊急着陸した。当該機はうるま市、弾薬庫、読谷村および嘉手納町上空を約5千フィート(約1524m)の高度で飛行し基地に帰還した。なお、飛行中に機体の重量を減らすため約650ガロン(約2470)の燃料を「放出」し、着陸時に、なお10ないし15ガロンが漏れたとのことである。

航空機の燃料漏れは、万一の場合、機体の炎上、墜落の危険につながりかねず絶対に起こってはならないことである。もしも、民間地域上空での訓練であったらと思うと背筋が凍る思いである。断固抗議するものである。

米軍は、燃料漏れの原因は「不具合のあったバルブを完全に閉じられなかったため」というが、果たしてバルブだけの問題だろうか。また、「不具合」を認識した時期など、肝心な情報が開示されていない。少なくとも機体の整備点検体制に問題があることは明らかである。

よって、北谷町議会は、町民の生命・身体・財産を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議し、下記のとおり、再発防止のために最大限の努力をするよう強く要請する。

### 記

- 1 事故原因を徹底的に調査し、その結果を明らかにすること
- 2 整備点検体制を厳格に見直し、再発防止策を明らかにすること
- 3 民間地域上空での戦闘機の飛行訓練を一切中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年10月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官  
外務省特命全権大使(沖縄担当) 那覇防衛施設局長